

令和6年6月28日

公益社団法人埼玉県農林公社  
(埼玉県農地中間管理機構)  
理事長 小畑 幹 様

埼玉県農地中間管理事業評価委員会  
会 長 小 倉 和 夫

農地中間管理事業に係る令和5年度の評価について  
標記について、評価委員会を開催しましたので、その結果を、別添のとおり通知  
します。  
令和6年度の農地中間管理事業の推進にあたっては、これを踏まえ、適切かつ効  
果的に実施するよう期待します。

## 評価委員会結果

### 1 評 価

令和5年度の借入及び転貸実績は、地域での説明会の開催が困難であった中で、令和4年度の転貸実績を上回ったこと、担い手への新規集積面積が目標面積を上回ったことは評価できる。

しかし、農地中間管理事業の取組が進んでいない、畑作地帯や中山間地域の推進は関係機関と連携するとともに、事業活用のメリットなどを担い手へしっかりと説明して推進することをお願いしたい。

### 2 意 見

- (1) 農作業の効率化を図る集約するためにも、条件整備と農地中間管理事業を併せて実施していただきたい。
- (2) 市街化区域の近隣農地や中山間地域に存する農地など、地域性を加味した農地中間管理事業の推進をしていただきたい。
- (3) 大規模に農業経営している農家等が、一定規模農地を借りると、狭小や不整形な農地など条件が悪い農地を返還することが増加することが想定される。解約により保全管理に掛かる経費が増える恐れがあるので、解約リスクに備えるためにも、管理方法や解約に対する考えを整理しておく必要がある。
- (4) 大規模経営体だけに絞って事業展開をするのではなく、中規模農家の支援についても考えていただきたい。
- (5) 有機・無農薬栽培をしている農家と、慣行栽培で作付けしている農家間で農薬に関する問題が発生するので、地域計画策定時には考慮していただきたい。
- (6) 契約期間終了前の適切な時期に更新の通知を送付し、スムーズに再契約に結びつくようにすることが重要であるので、しっかり対応していただきたい。
- (7) 農業経営基盤強化促進法の貸借を農地中間管理事業に移行するためにも、書類の簡素化とともに、契約開始までの時間の短縮を図れるように努力していただきたい。
- (8) 農外からの新規就農を希望する者が、直ぐに農業を開始できるように、農地中間管理事業で支援し、就農後の数年間は技術や資金不足により離農するリスクが高いことから、普及指導員による技術支援をセットで実施していただきたい。